

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日である場合)

ので、同条第一項の規定により告示する。

平成元年十月十一日

鳥取県知事 西尾邑 次

田 次

◇告示字の区域の変更（地方課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

県営土地改良事業の事業計画の決定（〃）

土地改良事業の認可（〃）

保安林の指定の解除（三件）（造林課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◆公安告示

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告示

鳥取県告示第九百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成元年七月二十六日現在の地番による。）
古市字友長	古市字友長のうち三七五、三七五の一から三七五の五まで、三七七の三以外の区域
莊字土手ノ内	莊字土手ノ内のうち三〇の一、三四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
莊字秋末	莊字秋末のうち三六の一、三八、三八の二から三八の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
莊字清水田	古市字友長三七五、三七五の一から三七五の五まで、三七七の三 莊字土手ノ内三〇の一、三四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
	莊字秋末三六の一、三八、三八の二から三八の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
	莊字清水田の全域
莊字長瀬ノ前六六の一	莊字長瀬ノ前六六の一
莊字長瀬ノ前六六の一以外の区域	莊字長瀬ノ前のうち六六の一以外の区域

鳥取県告示第九百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	森 下 義 正	八頭郡佐治村大字森坪三〇一
"	岡 村 末 廣	"
"	山 根 兵 太 郎	大字眷谷一二五
"	中 谷 俊 義	大字大井二〇一
"	鍵 本 順 一	大字高山九八
"	中 島 早 夫	大字加瀬木二三三四
"	谷 稔 治	大字刈地二七〇
"	西 尾 憲 一	大字高山五六
"	中 島 幸 一郎	大字古市一八六一一
"	中 島 義 孝	大字津無四七一
"	中 島 幸 一郎	大字加茂四五二
"	中 島 義 孝	大字津無一〇九
"	前 田 一 男	大字大井六〇六一一
"	前 田 一 男	大字森坪四一
"	谷 口 克 利	大字葛谷一三七一一
"	谷 口 克 利	大字大井六二三一一
"	大字古市一六五	大字葛谷一三七一一

就任した役員の氏名及び住所

理事	中 谷 俊 義	八頭郡佐治村大字高山九八
"	鍵 本 順 一	大字刈地二七〇
"	岡 村 末 廣	大字眷谷一二五
"	森 下 義 正	大字森坪三〇一
"	山 根 兵 太 郎	大字高山五六
"	中 谷 俊 治	大字古市一八六一一
"	中 島 早 夫	大字加瀬木二三三四
"	西 尾 憲 一	大字高山九八
"	中 島 幸 一郎	大字津無四七一
"	中 島 義 孝	大字加茂四五二
"	前 田 一 男	大字津無一〇九
"	前 田 一 男	大字大井六〇六一一
"	谷 口 克 利	大字森坪四一
"	谷 口 克 利	大字葛谷一三七一一
"	大字古市一六五	大字葛谷一三七一一
"	大字津野二四四	大字烟二三八

監事	森 下 義 正	八頭郡佐治村大字高山九八
"	森 下 義 正	大字刈地二七〇
"	森 下 義 正	大字眷谷一二五
"	森 下 義 正	大字森坪三〇一
"	森 下 義 正	大字高山五六
"	森 下 義 正	大字加瀬木二三三四
"	森 下 義 正	大字高山九八
"	森 下 義 正	大字津無四七一
"	森 下 義 正	大字加茂四五二
"	森 下 義 正	大字津無一〇九
"	森 下 義 正	大字大井六〇六一一
"	森 下 義 正	大字森坪四一
"	森 下 義 正	大字葛谷一三七一一
"	森 下 義 正	大字葛谷一三七一一
"	森 下 義 正	大字大井六二三一一
"	森 下 義 正	大字古市一六五
"	森 下 義 正	大字津野二四四
"	森 下 義 正	大字烟二三八
任期三年	下石 譲	大字津野二四四
就任	平成元年八月三十一日	大字烟二三八

鳥取県告示第九百九十七号

事業（構造政策推進モデル集落整備事業恩地地区区画整理）を平成元年十月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業奥日野地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業（構造政策推進モデル集落整備事業恩地地区区画整理）を平成元年十月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十七号

事業（構造政策推進モデル集落整備事業恩地地区区画整理）を平成元年十月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良

平成元年十月十一日

一 縦覧に供する書類

二 縦覧に供する期間

平成元年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場及び日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良

鳥取県告示第千号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 倉吉市岩倉字櫟八九九（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 土砂の流出の防備

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字太石字ヤケン谷八二一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。
- 一 開発許可の年月日及び番号
 - 二 開発区域に含まれる地域の名称
 - 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 一 昭和六十三年十二月一日 鳥取県指令受米土維第四百八十八号
- 二 西伯郡淀江町大字今津字岸ノ上
- 三 西伯郡淀江町大字今津字岸ノ上

平成元年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

代表取締役 河坂彰三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等にかかる規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十月十一日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	シャトルⅡ	株式会社三洋物産
回胴式遊技機 スーパーインクル	ラッキー+	高砂電器産業株式会社